■重点地区の区域の設定について

1. 対象

① 国道415号の沿道の範囲

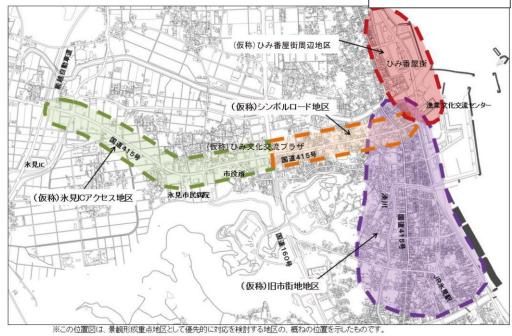
2. 区域設定の前提

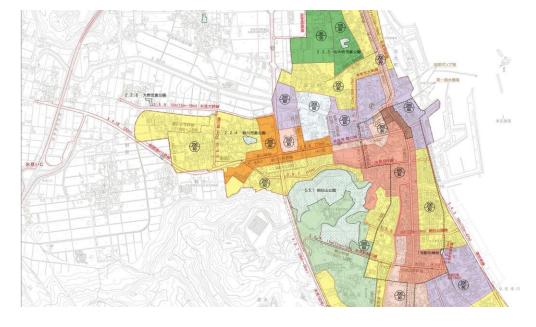
- ① 景観計画では、路線型の区域指定が想定されている
- ② 用途地域の指定方法は、路線型と地形・地物によるものが混在している
- ③ 対象区域の道路基盤は、区間により整備状況が異なる

3. 区域設定の基本的な考え方

- 次の3つの方法をスタディし、望ましい方法を選択する。
- A) 路線型用途地域の指定状況を踏まえた「道路端より 40m」の路線型の指定
- B) 「道路端より40m」の路線型の一部を用途地域境界 又は地形・地物による指定
- C) 道路等の地形・地物による指定

参考資料 2





A. 全区間40mの路線型



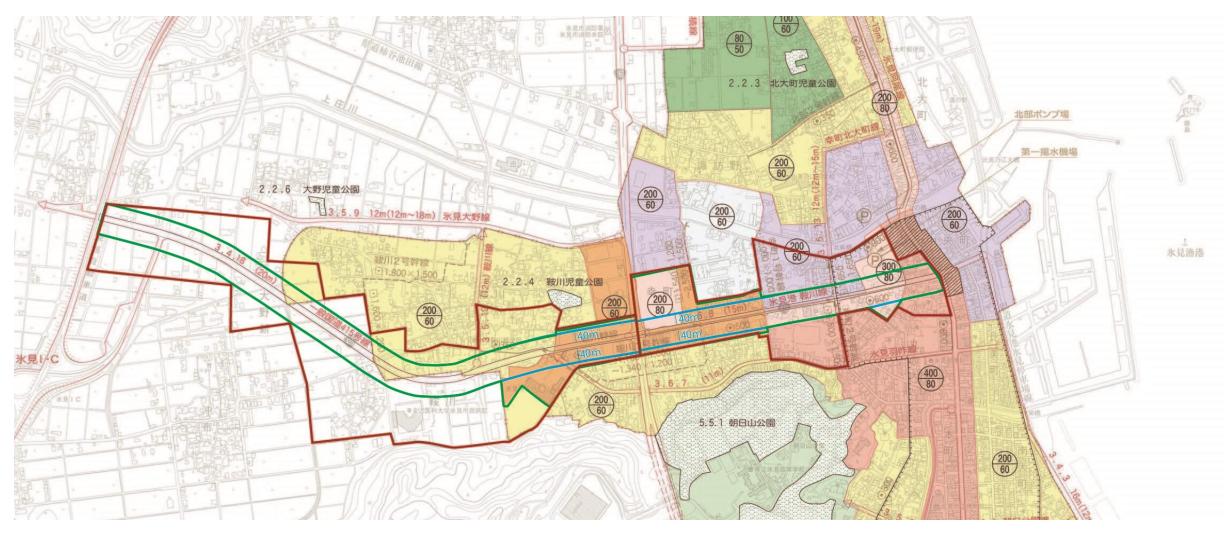
B. 40mの路線型+用途地域境界・地形地物



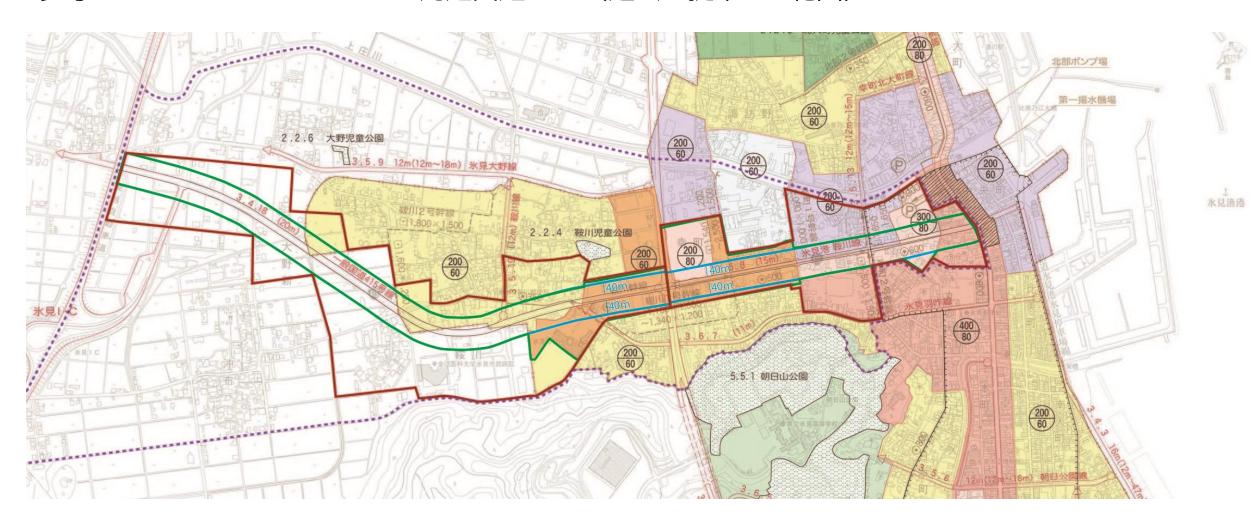
C. 地形地物



参考:A+B+C

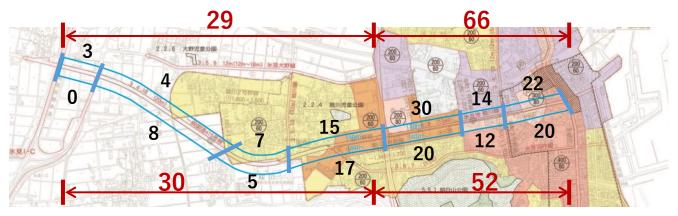


参考:A+B+C+シンボルロード周辺回遊エリア(過去に提案した範囲)



4. 国道415号の範囲の考察

- 対象区域の形状や建物の状況、合意形成、 運用面の容易性を3案の比較検討した。
- この結果、総合的にみると、B案が望まし いと考えられる
- 参考: A 案の建物概数は、 I C 区間が59棟、 シンボル区間が118棟であった



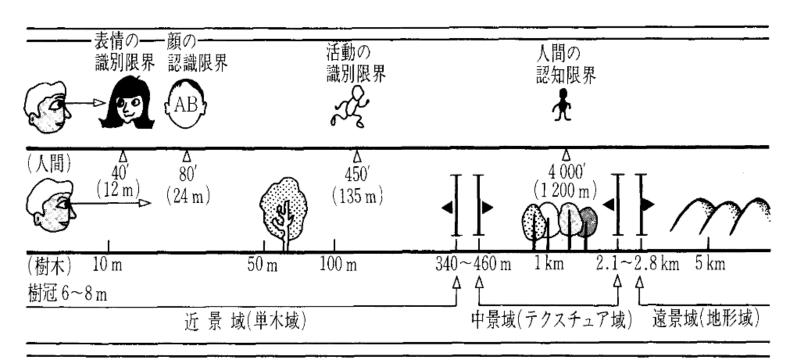
参考:A:路線型の区域内の建物概数

	対象区域の形状や建 物の状況	合意形成	運用面	評価
A:路線型	区域の形状は明快である	一律40mであるため、 説明が容易	景観まちづくり推進 地区との関係性が明 快である。	\triangle
B:路線+用途地域+地形地物	区域の形状は、比較 的、明快である	指定根拠が明快であるため、説明が比較 的容易	景観まちづくり推進 地区との関係性が明 快である。	0
C:地形地物	区域の形状がばらつきがあり、国道415号から望見できない建物も多く含まれる	区域が広いことや形 状がばらつきがある ことから、合意形成 のハードルが高い	景観まちづくり推進 地区との重複感があ る。	×

参考: 国道415号道路端から40mの根拠について

【理由】

- ① 路線型用途地域(近隣商業地域)の指定が国道415号道路端から40mであるため
- ② 歩道からまち並みの見え方として、近景域(0~400m)のうち、樹木の様子が概ね判別できる距離(概ね50m)であること



(注)標準対象人間:ヒューマンスケール

標準対象樹木:景観の表情,樹木の効果はせいぜい 3 km 程度までである。

出典:土木学会編,篠原修著:新体系土木工学59,土木景観計画,技報堂出版,1982